資料２

関係府省庁提出資料

重点事項		府省庁	ページ
36	社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し	厚生労働省	1

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し（管理番号R7-241）

厚生労働省　保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和７年の地方からの提案等に関する対応方針（令和７年12月23日閣議決定）

2

提案内容

社会保険（以下「社保」という。）における健康保険料の月割算定について、被保険者が資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合（以下、「同月得喪」という。）には、その月分の健康保険料を算定しないよう見直しを求める。

対応方針

健康保険料における、被保険者が資格を取得した月と同じ月内にその資格を喪失した場合の保険料の算定については、令和７年度中に保険者や事業主等への実態調査を開始した上で、その結果を踏まえ、当該保険料の算定の在り方について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

健康保険制度の基本的考え方

【基本的な考え方・被保険者の考え方】

○医療保険制度は短期保険であり、保険者は、被保険者が資格取得した場合、即、被保険者者に対し医療の給付等を提供する義務を負う。同時に、保険料の納付義務と反対給付としての医療の給付等がある以上、資格を取得した被保険者（及び事業主）にも、即、保険料の納付義務が発生する。

○医療保険制度における保険者は、所得の獲得方法、年齢層ごとの特性を踏まえ、各法で規定されており、保険者ごとに医療費の水準や保健事業への取組状況も異なり、保険料率も異なっている。保険者はそれぞれ加入者に対して給付の義務を負っている。

○健康保険法に基づく被用者保険では、健康保険事業の財源の大部分は保険料で賄われている中で、短期給付の性格上、基本的にはその年度に収納すべき保険料でその年度の事業に要する費用を賄うという、いわゆる収支均等の原則が適用されることに加え、不時の出費のための準備金等も積み立てることとされており、健康保険の保険者は、保険給付に要する費用等を勘案しながら、それぞれにおける保険料率を決定する。したがって、保険料の納付に関しては、安定的な制度とすることが必要。

<被保険者の考え方>

○健康保険制度は労働者等の疾病、負傷等に関して保険給付を行い、生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものであり、事業主との間に一定の使用関係が認められる者について適用することとしている。

○すなわち、常用労働者を被保険者とし、２ヶ月超の加入が見込まれない＝経常的に雇用されない者は対象外としており、アルバイトなど臨時に使用される者については、本制度の保険関係の基本となる使用関係に恒常性がなく、使用期間も短いこと、賃金の継続的な支払いもないことから、「一定の使用関係」が認められない。

○また、健康保険制度は、労働者保護の観点から、本人と事業主で保険料を折半し、事業主が給与から天引きする形で保険料を徴収し、保険者に納付する義務を負っている。大半の事業主が月給制を採用している中、こうした保険料を徴収する「保険料徴収の実務上の観点」からも、終期が明確かつ２ヶ月以内という短期間の雇用については、適用除外としている。

○なお、２ヶ月以内の期間を定めて使用される労働者については、労働基準法の解雇予告規定（30日前までの予告又は解雇手当の支払い）についても適用除外となっている。

健康保険制度の基本的考え方

【月割りの保険料額について】

○上記の通り、被保険者については、「一定の使用関係」＝経常的な雇用関係にあることが前提となり、また、雇用関係が発生した時点で、健康保険制度にも加入、保険料の納付義務（保険料債務）を負う。

○保険料については、本人と事業主で折半し、事業主が給与から天引きする形で保険料を徴収し、事業主負担分と合わせて保険者に納付する義務を負っている。 保険料に事業主負担も入る関係上、被保険者は少なくとも２ヶ月を超えた月単位で、安定して就業することが前提となっている。

○また、保険料については、

・大半の事業主が月給制を採用している中、毎月の給与収入（報酬）から保険料を徴収する仕組みを取る以上、計算上、安定したものとする必要がある

・保険制度である以上、保険経済上、一定の期間について負担と給付を設計する必要がある（一般的に、１日単位で賦課する仕組みとすれば、事務コスト等を踏まえ、保険料率は高くなる）

・保険者における実務等の負担

等を踏まえる必要がある。

○これらにより、保険料は月割で賦課している。

4

健康保険制度の基本的考え方

【同月得喪について】

○同月得喪は、健康保険制度の趣旨に鑑みれば、本来、例外的なケースである。継続的な雇用関係を前提に被保険者資格を取得し、医療の給付等は受給できる（保険者は給付を行う義務を負う）にもかかわらず、保険料負担を免除するような取扱いをとれば、制度の本質から外れることとなり、適切ではない。

※制度全体としても保険料率の上昇にも繋がることから、適切ではない。

※病気の治療のような療養の給付はもとより、出産育児一時金のような１回限りの現金給付についても、保険料負担はなしに給付を受け取る機会を得ることになる。

○なお、継続的に加入していた被保険者については、月途中で退職等によって被保険者資格を喪失する場合、当月分の保険料は徴収しない取扱いとなっているが、被保険者として、継続的に保険料を負担し、納付義務を果たしてきた者について、保険料徴収実務等の観点から免除しているものである。同月得喪について保険料負担を免除し、当該保険者に対し、ただの一度も保険料負担をせずに給付を受ける権利を取得することとなる本提案には当てはまらない。

【日割りについて】

○保険料を日割りとする考え方については、以下の通り、課題がある。

・保険者からみれば、療養の給付に要した費用はそれぞれの加入期間中は責任をもって給付することになる一方で、保険料負担は目減りさせられることになる、すなわち、保険料率は上昇の方向に働くことになる

・退職など資格喪失後のフォローが必須になる上、保険料の償還・追納が多く発生するなど、特に国保側も含めて、多大な負担となる（国保間でも日割りの調整が発生、移動が多い繁忙期などは特に事務負担が膨大）

・月単位で設定がされている全てのシステム（徴収システム等）や制度（高額療養費等）を見直す必要がある

ことから、現実的ではない。特に、改正の契機が同月得喪の該当者への配慮となれば、実際に負担が生じる被保険者、保険者に取って非常にバランスが悪い提案となると考えている。

上記の整理に加え、被保険者資格の得喪の手続きには実務的負担もあることを踏まえると、

健康保険において、同月得喪の該当者から保険料を徴収することには合理性があるものと考える。

健康保険制度の基本的考え方

【その他】

○同様に、月割りの保険料を徴収している年金保険制度においては、平成24年の法改正により、同月得喪について厚生年金の保険料は徴収しない取扱いへと変更されている。年金制度は月単位の被保険者期間が年金受給額に反映されるが、従来、同月得喪においても厚生年金保険料・国民年金保険料の両方を徴収していたものの、厚生年金の被保険者期間に算入されていなかった取扱いを変更し、国民年金に加入し、保険料を納付した場合は、被保険者期間も国民年金の加入期間として算入（厚生年金の期間としてはカウントされない＝その月分は厚生年金の受給権は発生しない）する取扱いとしたものである。短期保険でそれぞれの保険者に加入している間、医療の給付を受給できる健康保険制度とは取り扱う給付が異なることから同列の扱いとすることは適当ではなく、法制局審査、国会審議においても、健康保険制度と取扱いが異なる点について問題視された形跡はない。（厚生年金制度と健康保険制度は被保険者の考え方などが共通するところもあり、両者の関係性は問われることが多いが、年金特有の改正ということで、特段の指摘は受けていない）

（参考）参照条文

健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（被保険者の保険料額）

第百五十六条　被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）である被保険者　一般保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率（基本保険料率と特定保険料率とを合算した率をいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）と介護保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）との合算額

二　介護保険第二号被保険者である被保険者以外の被保険者　一般保険料額

2　前項第一号の規定にかかわらず、介護保険第二号被保険者である被保険者が介護保険第二号被保険者に該当しなくなった場合においては、その月分の保険料額は、一般保険料額とする。ただし、その月に再び介護保険第二号被保険者となった場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

3　前二項の規定にかかわらず、前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。

（参考）参照条文

国民健康保険条例参考例（抄）（平成一二年三月三一日事務連絡）

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第二十一条　保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第十五条、第十八条の六の三の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第十八条の八の額又は第二十二条第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第二十二条の三第一項（同条第第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第十八条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第二十二条の三第四項第一号（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第二十二条の四第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第五項各号（同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特　例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2　保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十五条若しくは第十八条の六の三の額若しくは第十八条の八の額又は第二十二条第一項各号に定める額、第二十二条の三第一項に定める第十八条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第二十二条の三第四項第一号に定める額、第二十二条の四第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。